

県南広域振興局長告示 149 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 20 年 8 月 22 日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
 - (1) 名称 岩手ふるさと農業協同組合
 - (2) 住所 岩手県奥州市胆沢区小山字菅谷地 131 番地 1
- 2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 10 年 7 月 1 日
- 3 変更内容 岩手ふるさと農業協同組合農地保有合理化事業における農用地等の貸付けの相手方の年齢要件を削除すること。
- 4 変更承認の年月日 平成 20 年 7 月 31 日